**工 事 履 行 報 告 書**

（様式第１号）

|  |  |
| --- | --- |
| 工　事　名 |  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事 |
| 工 　　期 |  　　　　年　　月　　日 ～　　　　　年　　月　　日 |
| 日　　　付 |  　　　　年　　月　　日（　　月分）　 |
| 月　　　別 |  予　定　工　程 ％ （ ）は工程変更後 |  実　施　工　程 ％ |  備　　 考 |
|  　　　　年 ４月 |  | 　 　　　　差 (　　　） |  |
|  ５月 |  | 　 　　　　差 (　　　） |  |
|  ６月 |  | 　 　　　　差 (　　　） |  |
|  ７月 |  | 　 　　　　差 (　　　） |  |
|  ８月 |  | 　 　　　　差 (　　　） |  |
|  　 ９月 |  | 　 　　　　差 (　　　） |  |
|  １０月 |  | 　 　　　　差 (　　　） |  |
|  １１月 |  | 　 　　　　差 (　　　） |  |
|  １２月 |  | 　 　　　　差 (　　　） |  |
|  　　　　年 １月 |  | 　 　　　　差 (　　　） |  |
|  ２月 |  | 　 　　　　差 (　　　） |  |
|  ３月 |  | 　 　　　　差 (　　　） |  |
| （記載欄） |

（備考）必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

（様式第２号）

**債権譲渡承諾依頼書**

 　 　　　　　　　　　年　　月　　日

 瑞浪市長　　　　　　　 　様

 受注者

 （譲渡人）住所

 氏名 　（実印）

　　　　　　　　　　　　　　 債権譲渡先

 （譲受人）住所

 氏名 　　　　　　　　　　 　（実印）

　譲渡人 は工事請負契約に基づく工事請負代金債権を以下のとおり債権譲渡先　　　　　　　　　　　　　に譲渡することにつき、工事請負契約約款第５条第１項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

 債権譲渡先においては、本譲渡債権を担保として、譲渡人に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

 なお、工事請負契約書に定められた瑕疵担保責任は当然のことながら譲渡人に留保されることを申し添えます。

 また、譲渡人及び債権譲渡先は工事請負契約書に定められた前払金、中間前払金及び部分払金は、当該債権譲渡承諾後は請求しません。

 記

１　工事名

２　工事場所

３　工　　期 自　　　　　年　　月　　日

 至 　　　　年　　月　　日

４　（１）請負代金額 　金 円（ただし､契約変更により増減が生じた場合はその金額による）

 －（２）前払金額 　金 円

　－（３）中間前払金額

　　　　　及び部分払金額　金　　　　　円

　　（４）債権譲渡額　　金　　　　　　円 (　　 年　 月　 日現在見込額)

 　 （ただし､契約変更により増減が生じた場合はその金額による）

（様式第３号）

**債 権 譲 渡 承 諾 書**

　　　　　年　　月　　日

［譲渡人］　　　　　　　　　　様

［債権譲渡先］ 　　　様

　上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする請負契約の解除をもって債権譲渡先に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約約款第５条第１項ただし書の規定により承諾する。

 なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた譲渡人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

 また、譲渡人及び債権譲渡先は工事請負契約書に定められた部分払は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

１　譲渡される譲渡人の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書４(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

２　譲渡人及び債権譲渡先は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に別紙の融資実行報告書を提出すること。

３　譲渡人が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、公共工事金融保証証書の写しを速やかに発注者に提出すること。

４　当該譲渡債権は、債権譲渡先の譲渡人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、その他の債権を担保するものではないこと。

５　譲渡人及び債権譲渡先は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

６　保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、譲渡人及び債権譲渡先が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

瑞浪市長　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| 確定日付印欄 | 承諾番号 |
|  |  |

**債権譲渡不承諾通知書**

（様式第４号）

　　年　　月　　日

［譲渡人］　　　　　　　　　　　　　　　様

［債権譲渡先］　　　　　　　　　　　　　様

瑞浪市長

　　　年　　月　　日に申請された債権譲渡依頼については、下記の理由により承諾できません。

記

　　１　工事名

　　２　承諾しない理由

（様式第５号）

**債権譲渡契約証書**

債権譲渡人　　　　　　　と債権譲受人　　　　　　　　　とは、以下のとおり債権譲渡契約を締結した。

第１条（譲渡債権）

 債権譲渡人と瑞浪市との間で　　　年　月　日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、債権譲渡人が瑞浪市に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、　　　年　月　日、瑞浪市の承諾を得ることを停止条件として、債権譲渡人は債権譲受人に譲渡し、債権譲受人はこれを譲り受けた。

（１）工事名

（２）工事場所

（３）契約日 　　　　　　　年　　月　　日

（４）工期 　　　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで

（５）請負代金額 金 円

（６）既受領金額 金 円

（７）債権譲渡額((5)-(6)) 　金 円（　　　年　　月　　日現在見込額）

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する瑞浪市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の瑞浪市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

２　前項（５）及び（７）の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく債権譲渡人は債権譲受人に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

３　前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく債権譲渡人は債権譲受人に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第２条（債権の移転の条件）

 債権譲渡人及び債権譲受人は、本債権譲渡につき、確定日付ある証書による瑞浪市の承諾を書面で得るものとする。

第３条（契約の効力の発生）

 この契約は前条に規定する瑞浪市の承諾を得た時から効力を生ずる。

第４条（担保責任）

 債権譲渡人は、譲渡債権について、瑞浪市が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、債権譲受人の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第５条（禁止事項）

 債権譲渡人及び債権譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

第６条（被担保債権）

 債権譲渡は、将来債権譲渡人債権譲受人間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて債権譲受人が債権譲渡人に対して取得する債権（以下、債権譲受人の貸金債権という）を担保するため、並びに「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下、保証事業会社という）が債権譲渡人より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下、金融保証契約という）に基づいて保証事業会社が債権譲渡人に対して有する求償債権（以下、保証事業会社の債権という）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

第７条（被担保債権の優劣）

　被担保債権の中に債権譲受人の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには債権譲受人の貸金債権が優先し、保証事業会社は、債権譲受人の貸金債権の弁済に充当した残額（以下、残余金という）について、債権譲受人より支払いを受けることができる。

第８条（譲渡債権の請求）

　譲渡債権の請求及び受領は債権譲受人がこれを行い、保証事業会社は瑞浪市に対して直接支払いを求めることができない。

２　残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、債権譲渡人は債権譲受人に対し直接支払いを求めることができない。

第９条（弁済の充当等）

 債権譲受人が前条第１項により受領した金銭について、債権譲受人の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払いは、以下のとおり行う。

２　債権譲渡人が、瑞浪市との本件工事請負契約を完全に履行し、債権譲受人が瑞浪市から譲渡債権全額を受領した場合は、債権譲受人は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

３　保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、債権譲渡人にその残額を引渡すものとする。債権譲渡人の要請を受け金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。

４　債権譲渡人が、金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第２項にかかわらず、債権譲渡人、債権譲受人及び保証事業会社で協議のうえ、債権譲受人は残余金を債権譲渡人に支払うことができる。

５　第２項から第４項までに規定する弁済の充当等に要する費用は債権譲渡人の負担とする。

６　債権譲受人は、債権譲渡人に以下の事由が生じた場合は、瑞浪市から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払いを行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、債権譲受人は債権譲渡人に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) 本件工事請負契約が解除された場合

(4) その他債権譲渡人が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

７　弁済期が到来していない債権があるとき、債権譲受人の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う限度において、債権譲渡人は期限の利益を失う。

８　債権譲受人の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社へ支払をしたときは、債権譲受人は債権譲渡人に通知する。

第10条（協力義務）

 債権譲受人が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、債権譲渡人の協力を必要とする場合は、債権譲渡人は直ちに債権譲受人に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については債権譲渡人の負担とする。

第11条（受益の意思表示）

 保証事業会社は、債権譲受人に対して、本契約の各条項を承認したうえで、　　　年　月　日までに、債権譲渡人と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第６条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

２　保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、債権譲渡人及び債権譲受人は、その権利を損なう行為をすることができない。

第12条（説明請求）

　保証事業会社は、債権譲受人に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第13条（合意解除の禁止）

債権譲渡人と債権譲受人とは、保証事業会社が第11条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

第14条（合意管轄）

　本契約に関して争いを生じたときには、債権譲受人又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書２通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々１通を所持する。

 　　年　　月　　日

 債権譲渡人 住 所

 氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　（実印）

 債権譲受人 住　所

 氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　（実印）

（様式第６号）

 　　　　　 課

**債　権　譲　渡　整　理　簿**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 承認番号 | 申請年月日 | 承認年月日 | 工　事　名 | 受　注　者 | 請負額（千円） | 債権譲渡先 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

（様式第７号）

**融資実行報告書**

　年　　月　　日

 瑞浪市長　　　　　　　　様

 　　　譲渡人 住所

 借入人 氏名 　　　　（実印）

 　　　譲受人 住所

 貸付人 氏名 　　　　　　　　　　　　　　（実印）

　譲渡人が貴殿に対して有する下記債権の譲渡につき　　　年　月　日付けでご承認いただきましたが、譲渡人譲受人間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を　　　　年　月　日付けで締結し、当該契約に基づき譲受人は譲渡人に対して、金銭を貸し渡し、譲渡人はこれを借り受けて受け取りましたので、譲渡人譲受人連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきまして、今後は譲受人の下記の振込口座にお振込下さい。

 なお、本件融資に際し、譲渡人は譲受人に当該工事における下請への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

記

［譲渡債権の表示］

１ 工事名

２ 工事場所

３ 工　　期 自　　　　年　　月　　日

 至 　　　年　　月　　日

４　 （１）請負代金額 　金 円（ただし､契約変更により増減が生じた場合はその金額による）

　　－（２）前払金額 　 　金 円

　　－（３）中間前払金額

　　　　　　及び部分払金額　金　 円

 （４）債権譲渡額 　 金 円 (　　 年 　月 　日現在見込額)

 　 （ただし､契約変更により増減が生じた場合はその金額による）

［承諾番号］

［振込口座］

 １　振込希望金融機関名

 　　　銀行　　　本支店

 ２　預金の種別、口座番号

 　　　預金

 ３ 口座名義

 （ふりがな）

（様式第８号）

**工事請負代金請求書**

 　　　 　　　　年　　月　　日

瑞浪市長　　　　　　　 様

 （債権譲受人）　住所

 氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（実印）

　　　　年　月　日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について下記のとおり請求します。

 記

１　請求金額 金 円

 ただし、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事の代金

 　（内　訳）

 （１）請負代金額 　　￥

 （２）前払金受領済額 　　￥

　　（３）中間前払金受領済額及び部分払受領金額　￥

　 （４）履行遅滞の場合における損害金等 　　￥

 （５）今回請求金額 　　￥

２　承認番号

３　支払口座等

 　 （１）振込希望金融機関名

 　 　　　　銀行　　　　本支店

 　（２）預金の種別、口座番号

 　 　　　　預金

 　（３）口座名義

 　 　（ふりがな）

 　（４）請求者の連絡先

 　 住　所

 　 電　話 ファックス